「

特定連結欠損金個別帰属額の計算					
控除未済連結欠損金個別帰属額	(9)のうち特定連結欠損金に係る控除未済額の個別帰属額	調整前当期控除額	各連結法人の調整前当期控除額の合計額	特定連結欠損金当期控除額の個別帰属額	特定連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額
（前期の(20)又は(28)）又は別表七の二付表二「21」	（前期の(14)）又は別表七の二付表二「21の内書」	当該発生連結事業年度の(10)と（別表四の二付表「46の①」－当該発生連結事業年度前の(19)の合計額）のうち少ない金額	各連結法人の(11)の合計額	(5)×(11)/(12)	(10)－(13)

」に改め、同表の記載要領第11号を次のように改める。

2　別表七の二付表三「9」又は「21」の欄に金額の記載がある場合にあつては、「控除前連結所得金額（別表四の二「46の①」）　(1)」及び「調整前当期控除額　当該発生連結事業年度の(10)と（別表四の二付表「46の①」－当該発生連結事業年度前の(19)の合計額）のうち少ない金額　(11)」の各欄は、それぞれ「控除前連結所得金額（別表四の二「46の①」－（別表七の二「13」＋「14」））　(1)」及び「調整前当期控除額　当該発生連結事業年度の(10)と（別表四の二付表「46の①」－（別表七の二付表三「9」＋「21」）－当該発生連結事業年度前の(19)の合計額）のうち少ない金額　(11)」として記載すること。

別表七の11付表1の記載要領第三号中「平成24年４月１日以後に開始する」を削り、「同日」を「平成24年４月１日」に改め、同第四号を次のように改める。

4　別表七の二付表三「12」又は「24」の欄に金額の記載がある場合にあつては、「控除未済連結欠損金個別帰属額　（前期の(20)又は(28)）又は別表七の二付表二「21」　(9)」及び「(9)のうち特定連結欠損金に係る控除未済額の個別帰属額　（前期の(14)）又は別表七の二付表二「21の内書」　(10)」の各欄は、それぞれ「控除未済連結欠損金個別帰属額　（（前期の(20)又は(28)）又は別表七の二付表二「21」）「30」　(9)」及び「(9)のうち特定連結欠損金に係る控除未済額の個別帰属額　（（前期の(14)）又は別表七の二付表二「21の内書」）－別表七の二付表三「27」　(10)」として記載すること。

別表七の11付表1の記載要領第五号及び第六号を削り、同第七号を同第五号とする。

別表七の11付表11の表を次のように改める。

第明治三十五種郵便物認可　三月三十一日